

令和3年12月22日

保護者様

狭山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関するお願い

日頃より保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながらの本市の教育活動にご協力いただいていることに、感謝申し上げます。本市では、これまでのところ校内での感染拡大は確認されておられません。これも保護者の皆様が、感染拡大への危機感を共有し、児童生徒の学びを保障するための感染対策を徹底していただいた結果です。

さて、ご存じの通り新型コロナウイルスの感染状況につきましては、変異株(オミクロン株)が日増しに心配される状況になっております。安全な3学期を迎えるためにも、この冬季休業中の過ごし方が非常に重要となってまいります。今までの長期休業中にもご協力いただきおりました「本人・同居するご家族等への毎日検温や健康観察を行うこと。家庭内においても、極力マスクを着用したり、家族の密接・密集を避けたりすること。お子様や同居するご家族等が屋内外問わず、大人数での会合や会食等に参加することへの自粛。」等、引き続き可能な範囲でお願いいたします。

なお、3学期以降も下記の対応については引き続きご理解とご協力をお願いします。

記

1 登校前に必ず健康観察を行って下さい。健康観察の結果、児童生徒に発熱・嘔吐・腹痛・下痢・咳・のどの痛み等の風邪症状が見られるときは、登校させないでください。

- ・ 解熱後24時間を経過し、かつ発熱・嘔吐・腹痛・下痢・咳・のどの痛み等の風邪症状が改善していたら登校することができます。その間は「**出席停止**」となります。

2 同居の家族に**原因不明の**発熱・嘔吐・腹痛・下痢・咳・のどの痛み等の症状が見られる場合も、登校させないでください。

- ・ その間は、児童生徒は「**出席停止**」となります。
- ・ なお、医師の判断が出ている場合には、医師の指示に従ってください。
- ・ 家庭内でもマスクをすることで、家庭内感染を防ぐことにつながります。

※ 同居の家族の **原因不明の** 発熱・嘔吐・腹痛・下痢・咳・のどの痛み等の風邪症状が改善

された場合でも、上記1を踏まえ、同居の家族の解熱後少なくとも24時間は、児童生徒の登校をお控えください。その間は、児童生徒は「**出席停止**」となります。

3 児童生徒や同居の家族がPCR検査等の対象者となっている場合には、結果が出るまで登校させないでください。

- ・ その間は、児童生徒は「**出席停止**」となります。

4 児童生徒が濃厚接触者であることがわかったときは、登校させないでください。

- ・ 濃厚接触者は、保健所や学校が判断します。
- ・ 濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止となります。登校については、2週間後の状況により判断しますので、学校や保健所等に相談してください。

5 児童生徒及び教職員の中で罹患者が発生した場合。

- ・ 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学級閉鎖等の措置を取ることがあります。学校外の活動等で感染が広がっている可能性が高い場合には、その活動の関係者からの指示に従い、感染の可能性がないと判断できるまで登校させないでください。
- ・ 罹患者や濃厚接触者等は、保健所や学校から、登校の許可があるまで出席停止となります。

※ 学校から各家庭への緊急時の連絡等が着実に行われるように、ご協力をお願いします。また、さやまっこ緊急メール未登録の方は、この機会に必ず登録をお願いします。